

## 公益社団法人国際農業者交流協会役員報酬等及び費用に関する規程

制 定	平成24年6月13日
一部改正	平成27年8月27日
一部改正	平成28年6月 8日
一部改正	平成29年6月 7日
一部改正	平成30年6月 6日
一部改正	令和元年6月 6日

### (総則)

第1条 公益社団法人国際農業者交流協会定款第19条の規定に基づき、役員に対する報酬等に関する事項は、この規程の定めるところによる。

### (報酬等の種類)

第2条 常勤役員には、役員報酬、特別調整手当及び特別手当を支払うものとする。

### (報酬等の支払い方法及び支給日)

第3条 役員報酬、特別調整手当は、毎月1回当月分として、その月の16日に支給する。ただし、その日が休日にあたる場合は、順次前日に繰り上げる。

- 2 特別手当は、毎年6月及び12月において支給し、支給額はその役員の役員報酬と特別調整手当の合計額に職員に支給される期末・勤勉手当の支給割合を乗じた額とする。
- 3 新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤役員が離職したときはその日まで、死亡した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 5 役員の報酬は、法令に基づき、その役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

### (報酬の額)

第4条 常勤役員報酬の月額については30万円から50万円とし、総会の議決を経て定める。

- 2 特別調整手当の月額については、役員報酬の月額に職員に支給される調整手当の率を乗じた額とする。
- 3 非常勤役員が職務を執行する日については、1日3万円を上限とする報酬を支払うことができる。

### (手当の額)

第5条 常勤役員には、通勤手当を支給し、その月額については4万円を限度とし、支給方法は会長が別に定める。

- 2 非常勤役員が職務を執行する際には、交通費を支給することができる。

第6条 この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

### 附則

第6条を除くこの規程は平成24年6月13日から施行する。

第6条は定款変更後平成24年6月13日から施行する。

この規程の変更は、平成27年8月27日から施行する。

この規程の変更は、平成28年6月8日から施行する。なお、この改正により旧規程の第6条が不要となったために削除し、旧規程第7条を新規程第6条に繰り上げた。

この規程の変更は、平成29年6月7日から施行する。

この規程の変更は、平成30年6月6日から施行する。

この規定の変更は、令和元年6月6日から施行する。

## 公益社団法人国際農業者交流協会職員給与規程細則

制 定	平成24年	5月	24日
一部改正	平成26年	12月	1日
一部改正	平成27年	11月	26日
一部改正	平成28年	2月	26日
一部改正	平成29年	2月	21日
一部改正	平成30年	2月	14日
一部改正	平成30年	12月	28日
一部改正	令和 2年	2月	12日

公益社団法人国際農業者交流協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）により、別に定める事項は次のとおりとする。

~~~~~ 第1条から第5条を省略 ~~~~~

- 6 給与規程第9条に基づく調整手当の支給額は人事院勧告による地域手当の額とする。  
 (本俸+扶養手当+役職手当) × 20 / 100

~~~~~ 第7条を省略 ~~~~~

- 8 給与規程第11条に基づく期末手当及び勤勉手当については、次のとおりとする。  
 (1) 期末手当及び勤勉手当の支給日は、次のとおりとする。ただし、当日が休日の場合には順次前日に繰り上げる。

| 期 末 手 当 |        | 勤 勉 手 当 |        |
|---------|--------|---------|--------|
| 基準日     | 支給日    | 基準日     | 支給日    |
| 6月1日    | 6月末日   | 6月1日    | 6月末日   |
| 12月1日   | 12月10日 | 12月1日   | 12月10日 |

- (2) 支給額は、基準日現在において職員が受けるべき本俸月額、扶養手当の月額及び調整手当の月額の合計額に次に定める期別支給割合と在職期間別割合を乗じて得た額とする。  
 ただし、3級以上の職員については、算定の基礎となる本俸と本俸に対する調整手当の合計額に③に定める割合を乗じて得た額を加算する。

- ① 支給割合は次表のとおりとする。ただし、協会の財政状態によってはこの限りではない。

|     | 期末手当  | 勤勉手当  | 合 計   |
|-----|-------|-------|-------|
| 6月  | 1.30月 | 0.95月 | 2.25月 |
| 12月 | 1.30月 | 0.95月 | 2.25月 |

~~~~~ 以後、省略 ~~~~~

この細則は、設立登記の日から実施する。  
 この細則の変更は、平成26年12月1日から実施する。  
 この細則の変更は、平成27年11月26日から実施する。  
 この細則の変更は、平成28年 4月 1日から実施する。  
 この細則の変更は、平成29年 4月 1日から実施する。  
 この細則の変更は、平成30年 4月 1日から実施する。  
 この細則の変更は、平成31年 4月 1日から実施する。  
 この細則の変更は、令和 2年 4月 1日から実施する。